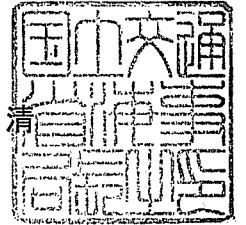


国海査第520号の2
平成22年6月30日

(社) 日本船舶品質管理協会
会長 山田 信三 殿

国土交通省海事局長
小野 芳 清



型式承認試験基準の制定について

標記について、船舶等型式承認規則第6条第1項の規定に基づく型式承認試験のための基準を下記のとおり廃止及び制定しましたので通知します。

記

1. 海査第370号（平成6年8月23日付け）中、ナブテックス受信機（日本語用）の型式承認試験基準を廃止する。
2. 国海査第97号（平成17年6月8日付け）中、ナブテックス受信機の型式承認試験基準を廃止する。
3. 別紙1～2のとおり、ナブテックス受信機及びナブテックス受信機（日本語用）の型式承認試験基準を制定する。